

長建協発第257号
平成22年9月30日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

大村都市計画地区計画（水主町2丁目地区計画）の決定における
建築物の制限に関する条例について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、大村市では、大村市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を一部改正し、適用する区域に水主町2丁目地区計画（面積約1.5ha）を追加いたしました。

つきましては、標記について、別添のとおり大村市長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

☆ お問い合わせ先

大村市都市整備部都市計画課 景観・開発指導グループ

TEL 0957-53-4111（内線432・433）

FAX 0957-54-9595